

前漢武帝期の側近政治と「公卿」

富田健之

はじめに — 問題の所在 —

前漢武帝期の皇帝支配とその権力中枢における動きに関しては、いわゆる「波紋的循環発生論」による伝統的官制史理解を基調として、新たな国政枢機機構としての内朝の成長・台頭と既存の中央政府機構の国政執行機能化^①外朝化、という理解がなれば定説化している。すなわち、和田清氏によつて、天子の側近の私的勢力が権力を得て表面の大官を圧倒し、やがてこれに取つて代わると、またその裏面に私的な実権者を生じ、それが発達して表面の大官へ成長し、そしてそうした動きが絶えず繰り返されること^②が中国官制史上の一大特徴とされ、そのうえで漢初まで相当の権力を有していた丞相が、武帝以降、尚書あるいは中書の出現によつて、その権力を漸く奪われていったという具体的指摘がなされ、一方勞榦氏が、その尚書を中心に皇帝の側近の臣によつて形成されてくる内朝の制度史的考察を行われると、それが前漢武帝期以降の政治的趨勢であるとされるに至つた。そしてそうした研究をふまえて、西嶋定生氏が、武帝五四年の在位中に政策立案と事実上の決定が皇帝側近^③内朝によつて行われ、その結果丞相・御史大夫・九卿によつて構成される政務担当機関^④外朝の国政における機能は後退し、国政の執行機関にすぎなくなつていくという考えをまとめられるに至つて、ここに漢代政治史の「定説的理解」が生まれたのである。^⑤

現在に至るまでの漢代政治史に関わる研究の多くは、そうした定説的理解を下敷に進められてきたといつても過言ではない。近年、秦漢政治史を

天子の家産的支配と皇帝の人民支配というアンビバレンツな要素の矛盾の衝突としてとらえようとされる好並隆司氏の研究にあつても、大枠として定説的理解に沿つたかたちで、漢初より武帝期にかけては総体として丞相を頂点としそのうえに皇帝を戴く外朝官僚体制が整備され、皇帝による中央集権化が進展するものの、武帝期に入ると、武帝が外朝の権限を削弱し、また呪術的天子の機能を利用して合理的官僚制の展開に規制をかけること^⑥で、内朝に基軸をおいた天子支配へと徐々に移行すると構想されている。

このように、これまでの漢代政治史、とくに前漢武帝期以降の政治史の構築にあつては、新たな国政枢機機構^⑦内朝の形成・台頭と丞相以下既存の中央政府機構の国政執行機能化^⑧外朝化の進行という構図が基本となつているといえよう。ところで、如上の諸研究にあつて、そうした政治動向の背景が如何に説明されているかという点、およびその二点に収斂されるであろう。ひとつは、武帝期における皇帝権と丞相権との対立・衝突の先鋭化という理解であり、ふたつは、武帝在位の長期化により皇帝支配の権威の所在が体制から個人へと移行したことにもなる政治現象とする理解である。後者の理解に立つて当該期の政治史に関する卓説を示された西嶋氏は、武帝在位の長期化が皇帝支配における権威の所在の体制から皇帝個人への移行を促し、それにともなつて丞相・御史大夫といった中央政府の最高官僚の相継ぐ自殺・刑死という事態が発生し、結果、外朝の国政における機能は低下し、かわつて皇帝側近によつて構成される内朝が事実

上の枢機を掌握することとなったと述べられる。いずれにせよ、皇帝側から丞相以下の公卿に対して政治的圧力が加えられることによって、公卿の国政担当機能が侵奪され弱体化していったという構図が、根底で共通していることが確認できる。

しかしながら、近年の研究によって、当該期における皇帝権と丞相権との対立の構図を想定することはできず、従って丞相を頂点とした国政組織（外朝）と対峙・対立したかたちでの、新たな枢機機関としての内朝の出現をこれまた想定することは不可能であること、さらには内朝とよばれる側近官僚群の出現は、多難化する当該期の国政運営を円滑に行うことを第一義とするもので、それだけに内朝と外朝とは相互補完的關係にあったこと、などが明らかとなってきた。一方、当該期の公卿を取り巻く政治状況も、西嶋氏などが説かれる如くではなかったようである。

ところで、前漢武帝期の歴史的重要性に関しては、いまここで贅言を要すまでもなく、多くの諸先学によって指摘され、当該期の諸分野に関する研究も積み重ねられてきている。そうしたなか、杉村伸二氏が最近、景帝中五年（前一四五）の諸侯王国改革を再検討し、それが漢帝国の領域面における一元的支配の達成という、皇帝専制体制の確立に大いなる成果をもたらすと同時に、その漢帝国の領域を如何に統一的に支配していくかという課題を新たに発生させることになった点を明らかにされた。そして氏は、武帝期における様々な政治行政改革は、如上の新たな課題への対応の動きであり、広大な中華世界を統一的に支配するためのシステムの整備という意図がそこにあることを指摘された。

こうした杉村氏の見解は、筆者のこれまでの武帝期における皇帝支配をめぐる諸問題、すなわち内朝・外朝、あるいは尚書に関する一連の研究の基本的視角と軌を一にしているように思われる。すなわち、漢代史を構想するうえで、秦・始皇帝をふくめて漢初以来武帝以前の時期と、武帝以降後漢中頃の時期との間に存在する、ある種の「断絶」の面に着目することで、武帝期が有する時代の画期性を見出し、こうとするものである。小論の意図するところも、そうした視点に立って、武帝期における皇帝支配のありさまを、通説にあって、「失権」したとされる中央政府の大臣たち、

すなわち公卿と、「奪権」したとされる武帝の側近の臣たちについて、その実態と役割とを改めて考究することで検討してみようとするものである。それではまず、公卿の当該期における実態とその役割とを、丞相を中心にみていくこととする。

一、武帝期の「公卿」——とくに丞相を中心として——

武帝期の公卿をめぐっては、通説で指摘されるような、そのトップの地位にある丞相の「失権」あるいは「無力化」を物語るかのような記述が史書に散見される。

申屠嘉死するの後より、景帝の時、開封侯陶青・桃侯劉舍丞相と為る。今上の時に及び、柏至侯許昌・平棘侯薛澤・武彊侯莊青翟・高陵侯趙周ら丞相と為る。皆な列侯を以て継嗣し、媼媼と廉謹なり。丞相と為るも員に備わるのみ。能く發明する所の功名、当世に著わるる有る無し。〔史記〕卷九六張丞相列伝附申屠嘉伝

（公孫弘）凡そ丞相御史と為りて六歳、年八十にして、丞相の位に終る。その後、李蔡・嚴青翟・趙周・石慶・公孫賀・劉屈氂、踵を継いで丞相と為る。蔡より慶に至り、丞相府の客館は丘虚なるのみ。賀・屈氂の時に至りて、壞して以て馬廐車庫奴婢の室と為す。唯だ慶のみ惇謹なるを以て復た相位に終わる。其の余は尽く誅に伏すと云う。

〔漢書〕卷五八公孫弘伝
後八歳、（公孫賀）遂に石慶に代わりて丞相となり、葛繹侯に封ぜらる。時に朝廷多事にして、大臣を督責す。公孫弘より後、丞相李蔡・嚴青翟・趙周の三人、比びに事に坐して死す。石慶謹なるを以て終わるを得と雖も、然るに数々譴せらる。〔漢書〕卷六九公孫賀伝

しかし一方で、同じ公卿である御史大夫あるいは九卿の国政運営上での「活躍」を示す記事も存在している。

是の時、漢方に南は兩越を誅し、東は朝鮮を撃ち、北は匈奴を逐い、西は大宛を伐つ。中国事多し。天子海内を巡狩し、古の神祀・封禪を修め、礼楽を興す。公家の用少なし。桑弘羊ら利を致し、王温舒の属

は法を峻し、兎竟らは文学を推す。九卿更^こも進み事をを用う。

〔漢書〕卷四六石慶伝

(張湯) 御史大夫に遷る。会々渾邪ら漢に降る。大いに兵を興し匈奴を伐つ。山東水旱し、貧民流徙す。皆な給を県官に仰ぐも、県官空虚なり。湯上指を承け、白金及び五銖錢を造り、天下の塩鉄を籠し、富商大賈を排し、告緡令を出し、豪彊并兼の家を鉏ぎ、文を舞し巧みに誣て以て法を輔けんことを請う。湯朝して事を奏す毎に、国家の用を語る。日盱れるも、天子食を忘る。丞相は位に取充するのみ。天下の事、湯に決す。

〔漢書〕卷五九張湯伝

こうした公卿のあり方について、好並隆司氏は、当該期の丞相は「外朝の廷議を無視して天子の意に従うと言う態度で一貫」(公孫弘)し、あるいは「醇謹のみの人物」(石慶)にして、「才能なく」(公孫賀)、「天子補佐の任に非ざる」(劉屈氂)存在であったと概観されたうえで、つぎのように総括されている。

このように武帝期の丞相を列挙するならば、多事多難の政局において、外朝の頂点にあるものが概ね凡庸な人物であり、そうした人物がこの丞相位の大半を占めて居たことがわかる。従って当然、外朝は統率力を欠き、組織的体系としては機能せず、ただ有能な人物が分職のまま、各自担当の分野を切り回していたのである。こうして外朝は内朝と同様、皇帝と臣僚が個々に直結するあり方で政務を執行していた。かくして、国家組織(外朝、内朝)全体としては天子による個別分野の支配を基礎として、各臣僚は横の連携がなく、縦割り行政に依って政治が行われたのである。換言すれば、国家機能全体が内朝化したものと見ることが出来る。こうして天子が全臣僚を個別に把握する専制体制が武帝によって完成したのである。

皇帝支配から天子支配への転換というコンセプトのもと、「無力・無能」な人材の丞相登用による国政組織の「解体」が図られ、内外官僚・官府の個々バラバラな能力・機能發揮により国政が運営されるという局面が出現したとされるのである。ちなみに西嶋定生氏にあつても、公孫弘に関して、「かれは、対匈奴戦争中に御史大夫、もしくは丞相として無為無策に過ご

し：国家大事のさいに、かれのような儒家官僚にとつて、その才能を發揮する場所はなかった」と断じられ、好並氏と同様な理解に立たれている。

しかしながら、当該期は杉村伸二氏も指摘されるように、景帝即位からわずか十年間でその支配領域が二倍以上に膨れあがったことにもない発生した種々の問題を解決し、統一的に支配するためのシステムを構築することこそが急務であつたのであり、好並氏の言われる組織的体系としての機能停止と官僚個々の能力發揮による国政運営という事態は、およそ想定しがたいのではなからうか。ところで、『漢書』卷五五衛青霍去病伝に、元朔六年(前一二三)の大將軍衛青による第六次匈奴遠征において、匈奴軍との激戦の末、指揮下の部隊を喪失し、単身戦線を離脱した右將軍蘇建の処置をめぐるやりとりが記されている。

右將軍蘇建、尽く其の軍を亡い、独り身を以て亡げ去るを得、自ら大將軍に帰す。青、其の罪を正の代・長史の安・議郎の周覇らに問う。建を当せんこと何と云う。覇曰く、大將軍の出づるより、未だ嘗て裨將を斬せず。今、建は軍を棄つ。斬して以て將軍の威を明らかにすべし、と。代と安曰く、然らず。…今、建は数千を以て単于の數方に當り、力戦すること一日余り、士皆な敢えて二心有らず。自ら帰すとして而して是を斬せば、是れ後に反えること無きの意を示すなり。斬するに当たらず、と。青曰く、青は幸いに肺腑を以て罪を行間に待つを得。威無きを患えず。而して覇の我に説くに威を明らかにするを以てすは、甚だ臣の意を失えり。且つ使臣の職として斬すべきと雖も、將た臣が尊寵せらるるを以てすも、而して敢えて自ら擅に誅を境外に専らにせずして、其れ天子に帰し、天子自ら之を裁くも、以て人臣として敢えて権を専らにせざることを風せんにおいて、亦た可ならずや、と。軍吏皆な曰く、善し、と。遂に建を行在所に囚す。

部下を見捨てた武將の処刑は、大將軍に皇帝から付与されていた重要な権限のひとつであつたが、衛青はそれを行使せず、蘇建の身柄を送還し武帝の判断・処置に委ねるといふ措置を採っている。ここにも見える当該期の軍政トップ、大將軍衛青の言動は、好並氏によつて国政機構の統率力を欠如していたと評された、武帝期の一群の丞相たちと、何かしらそのあり方

の面を軌を一にするものがあるのではなからうか。もしそうした見方に大過ないとするならば、大將軍衛青が新しい將軍、軍官のあり方をもって、積極的對外政策の推進という未曾有の事態において、輝かしい成果をもたらしたことを鑑みたとき、一方の丞相に關しても、國政運営をめぐってこれまた未曾有の事態が現出してくるという状況をふまえた、そのあり方の再検討の要があるのではないかと考へる。そこで、以下において、好並氏も当該期の丞相を代表する存在として検討をおこなわれている、公孫弘と石慶の二人をとりあげて、如上の視点から考察を加えてみたい。

まず公孫弘であるが、彼の官僚としての「資質」に關しては、司馬遷の手になる『史記』卷一一二平津侯列伝に、いくつかのエピソードに添えて記述されている。

朝の會議ある毎に其の端を開陳し、人主をして自ら採ばしめ、肯えて面折庭争せず。是に於て天子其の行敦厚にして、弁論に余り有り、文法吏事に習い、而して又た縁飾するに儒術を以てするを察り、上大いに之を説ぶ。二歳中、左内史に至る。弘事を奏するに、不可なる有るも、庭に之を弁せず。嘗て主爵都尉汲黯と問を請う。汲黯先に之を発し、弘其の後を推す。天子常に説び、言う所皆な聽さる。此れを以て日に益々親貴せらる。嘗て公卿と議を約す。上の前に至り、皆な其の約に倍そむき、以て上の旨に順う。汲黯庭にて弘を詰して曰く、斉人詐り多く而して情実無し。始め臣らと此の議を建つも、今皆な之に倍くは、不忠なり、と。上、弘に問う。弘謝して曰く、夫れ臣を知る者は臣を以て忠と爲し、臣を知らざる者は臣を以て不忠と爲せり、と。上、弘の言を然りとす。左右の幸臣、弘を毀る毎に、上益々之を厚遇す。

以上のような司馬遷による公孫弘評をみる限り、「廷議を無視して天子の意に従うと言う態度で一貫」した「凡庸な人物」(以上好並氏¹⁹)であり、当然のことながらそうした人物に官僚機構の統率・統轄など望むべくもなかったかのである。しかしながら、『史記』における司馬遷の筆致には、「武帝の治世に出現した新生の事物に対する守旧的・否定的・批判的な対応」が一貫していることが指摘されており、右にみえるような公孫弘評にもそうした特徴が濃厚にあらわれているといわざるをえないであろう。

要するに、公孫弘をはじめとする武帝期の丞相の評価というものは、『史記』あるいはそれがほほ踏襲された『漢書』の記述の表面的解釈によって、あるいは武帝以前の、つまり「国家無事」のもとでの、高祖を權威とする伝統主義的規範意識にもとづき発言・行動した「創業の功臣」的丞相との比較対照によって導き出されるべきではないのである。

それでは、公孫弘評価の前提とすべき事項は何であるのか。それは二点に尽きると思われる。ひとつは、武帝期に至って、皇帝支配とそのもとでの國政運営をめぐって未曾有の情況が現出してきたということ、そしてふたつに、その武帝期においては全く新しい丞相像が武帝その人によって求められるに至ったということである。

『史記』卷三〇平津書に彼の丞相在任前後の漢朝をとりまく狀況が時系列的にまとめられている。それを整理するところからなる。

○今上、位に即くに至り數歳、漢興りて七十余年の間、国家事無し。

○是れよりの後、蔽助・朱買臣ら東甌を招来し、兩越を事とす。江淮の間、蕭然と煩費す。唐蒙・司馬相如、路を西南夷に開き、山を鑿ち道を通ずること千余里、以て巴蜀を広む。巴蜀の民罷る。彭吳賈、朝鮮を滅ぼし、蒼海の郡を置く。則ち燕齊の間、靡然と発動す。王恢の謀を馬邑に設けるに及び、匈奴和親を絶ち、北辺を侵擾す。兵連なり而して解けず。天下其の勞に苦しみ、而して干戈日に滋す。(前一三八〜前一三三)

○其の後、漢の將歳に數万騎を以て出でて胡を撃つ。車騎將軍衛青、匈奴河南の地を取るに及び、朔方を築く。是の時に當り、漢、西南夷の道を通ず。作者數万人。…東は蒼海の郡に至り、人徒の費は南夷に擬す。又た十万余人を興し朔方を築衛す。轉漕甚だ遠遠にして、山東より咸な其の勞を被る。費は數十百巨万。府庫益々虚し。(前一二九〜前一二四)

【元朔五年(前一二四) 公孫弘、丞相就任】

○(元朔五年) 漢、大將軍を遣わし六將軍の軍十余万を將い、右賢王を撃たしむ。獲するところ虜万五千級。

○明年(元朔六)、大將軍、六將軍を將い、仍ち再び出でて胡を撃ち、

首虜万九千級を得。首虜を捕斬するの士、黄金二十余万斤を受賜す。虜数万入、皆な厚賞を得。衣食は給を臬官に仰ぐ。而して漢軍の士馬の死する者十余万、兵甲の財、転漕の費は焉れに与からず。

○公孫弘、春秋の義を以て臣下を縛し漢の相を取り、張湯、峻文を用い理を決し廷尉と為りてより、是に於て見知の法生まれ、而して廢格沮誹窮治の獄用いらる。

○其の明年（元狩元、前一二二）、淮南・衡山・江都王の謀反の迹見われ、而して公卿端を尋ね之を治す。其の党与を竟し、而して坐して死者数万入。

○是の時に当り、方正賢良文学の士を招尊し、或いは公卿大夫に至る。公孫弘、漢の相を以て布被し、食は味を重ねず、天下の先と為す。然れども俗には益無く、稍々功利に驚す。

○其の明年（元狩二、前一二一）、驃騎仍ち再び出でて胡を撃ち、首を獲ること四万。其の秋、渾邪王数万の衆を率い來降す。是に於て漢、車二万乘を發し之を迎う。既に至り、賞賜を受し、有功の士に及ぶ。この歳の費凡そ百余巨万。

【元狩二年（前一二一） 公孫弘、死去】

○其の明年（元狩三、前一二〇）、山東、水災を被り、民多く飢乏す。是に於て天子、使者を遣わし郡国の倉庫を虚しくし、以て貧民に振るわす。其の費、億を以て計るも、数えるに勝るべからず。是に於て臬官大いに空たり。是に於て天子、公卿と議し、錢を更え幣を造り、以て用を贍し、而して浮淫并兼の徒を摧く。是に於て東郭威陽・孔僅を以て大農丞と為し、塩鉄の事を領せしむ。桑弘羊、計算を以て事をを用い、侍中たり。咸陽は齊の大煮塩、孔僅は南陽の大冶。皆な生を致し千金を累す。故に鄭當時之を進言す。弘羊は洛陽の賈人の子にして、心計を以て、年十三にて侍中たり。故に三人は利事を言い、秋毫を析かつ。法既に益々蔽にして、吏多く廢免さる。

公孫弘は、出身地の臬の獄吏として若い一時期を過ごし、武帝即位の翌年、建元元年（前一四〇）に賢良として推挙されたとき、すでに六〇歳であったという。その後、七〇歳半ばの元朔三年（前一二六）に御史大夫、

そして同五年（前一二四）に丞相へと官界を登りつめたのである。ちなみに、彼の官歴の後半は衛青が対匈奴戦争に華々しい活躍をみせていた時期とほぼ重なるが、この衛青そして霍去病によって主導された対匈奴戦争は、純粋な戦費以外にも、朔方郡築衛にともなう支出百億錢、元朔五・六年の匈奴遠征に際しての賞賜黄金二〇万斤、渾邪王來降にともなう支出百億錢などと巨額の財政支出を要することとなり、漢朝の財政に重大な影響を与えることとなった。さらにそれに自然災害による財政支出が追撃をかけるなどしたため、国家財政はほとんど破綻状態に追い込まれることとなった。その意味で、漢朝の国政運営をめぐる情況は、武帝即位当初の「国家事無し」の状態から、一転「国家事多し」へと大きく転換していったといえよう。そもそも先にも指摘したように、武帝の治世それ自体、呉楚七国の乱に対する勝利とその後の王国諸改革（杉村氏のいう「景帝中五年改革」）とを承けて、限りなく広がった領域を統一的に支配するためのシステムの整備完成を急務としていた。それに加えて即位後の武帝が推し進めた積極的対外政策が惹起した財政破綻およびそれに付随して発生した諸問題の解決が焦眉の急とされることとなったのである。公孫弘がその高齡にもかかわらず武帝に見出され、そして丞相という国政機構の頂点の座に就くこととなったのは、こうした漢朝の皇帝支配および国政運営をめぐる未曾有の局面が大きく表面化した、まさにその時であったといえよう。

そうした時代情況を念頭においたとき、公孫弘を「無能」にして「無為無策」な丞相、皇帝に唯々諾々するのみの存在であったと片付けてしまつてよいであろうか。凡庸な皇帝ならいざ知らず、武帝という誰しも認める傑出した皇帝が、激動化する時代情況のなか、多難化する一方の国政運営の要に、そうした人材を積極的に登用したとは考えにくい。それよりなにより武帝が「無能」にして「無為無策」な人材を登用し、それによって国政機構の組織性を形骸化しなければならぬ、その積極的な理由を見出すことは如何にしても無理のようである。それでは司馬遷によって否定的・批判的にとらえられた「新生の事物」のひとつ、公孫弘の丞相としてのあり方とは如何なるものであったであろうか。

影山剛氏は、この公孫弘の官僚としての資質に関して、

皇帝の意志にはどのような掣肘も加えず、反対に武帝の意向・意図は細心・鋭敏に察知し、これを自己を目立たせない形で実現していく資質、武帝はこのような丞相の出現を強く望み、公孫弘を買ったのである。この丞相のもので、張湯らがその手腕を最大限に發揮してゆく国政・行政の体制が用意されていたのである。

と、要を得た解釈を示されている。¹⁹ 筆者は氏の解釈にこれ以上付け加えるものをもたないが、あえて若干の補足をするならば、公孫弘にとつての「丞相」とは、官僚としての自己がいだく政治的理念をその職務遂行に反映させ実現していくためのポジションではなく、なによりも皇帝の意志そのものを国政運営のうえに全面的に反映実現させ、そのことによつて皇帝によつて主導される支配の体制化をはかつていく、そうした役割を担うものと認識されていたといえるのである。そして、そのことが「公孫弘、春秋の義を以て臣下を縛し、漢の相を取る」(『史記』平準書)と表現されているのであり、それはそれ以前の丞相にはみられなかった「新しい宰相」のあり方を、武帝の意向を背景として彼自身が率先して体現していくというものであったといえるのではなからうか。さらに付言するならば、前述の大將軍衛青が將軍という職に本来的に付与されていた専殺権をあえて行使せず、武帝にそれを委ねたということや、同じく衛青に関して、『史記』衛將軍驃騎列伝に、

太史公曰く、蘇建、余に語りて曰く、吾嘗て大將軍を責む。尊重に至るも而して天下の賢大夫称えることなし。願わくは將軍古の名將の招き選択する所の賢者を覩て、之れを勉めよ、と。大將軍謝して曰く、魏其・武安の賓客を厚くしてより、天子常に切齒す。彼れ士大夫を親付し、賢を招き不肖を細けるは、人主の柄なり。人臣は法を奉じ職に遵うのみ。何ぞ士を招くに与らんや、と。驃騎も亦た此の意に放う。

其の將たること此の如し。

とあつて、大將軍という軍官トップのあり方に関して、彼が、將軍というものに本来的に備わっていた君主権からの一定の独立性を自ら完全に放棄・否定し、人臣たるもの法を奉じ職に遵うことこそを第一義とすべきであると認識していたことがわかる。また驃騎將軍霍去病もそうした衛青に追随

したとあることから、公孫弘が自ら体現しようとした「新しい宰相」のあり方は、同じく武帝の統治を支えた軍政の面でも衛青や霍去病ら軍官トップによつて、歩調を合わせるかの如く追求されていたということができよう。そうしたことをあわせ考えると、武帝期にあつては国政運営の多難化・複雑化という情況のもと、文官・武官両世界において全く新しい皇帝支配の体制づくりが、丞相および大將軍らの主導によつて進められていった、まさしくそうしたありさまが浮かび上がってくるのではなからうか。そしてそうした動きの背景に武帝の強い意向が働いていたであろうことは、これもまた疑いを差し挟む余地すらないであろう。

それではつぎに、先学によつて同じく「無能」のレッテルを貼られている丞相・石慶をとりあげてみよう。²⁰ 彼の丞相在任期間は、元鼎五年(前一一二)から太初二年(前一一〇三)の九年間に及ぶが、『漢書』卷四六石慶伝には、

元鼎五年。丞相趙周、酎金に坐して免ぜらる。御史に制詔すらく、万石君は先帝之れを尊び、子孫は至孝なり。其れ御史大夫慶を以て丞相と為す。牧丘侯に封ず、と。是の時、漢方に南は兩越を誅し、東は朝鮮を撃ち、北は匈奴を逐い、西は大宛を伐つ。中国事多し。天子、海内を巡狩し、古の神祀・封禪を修め、礼楽を興す。公家の用少なし。桑弘羊ら利を致し、王温舒の属は法を峻し、兎寛らは文学を推す。九卿更ごも進み事を用う。事、慶に関かり決せず。慶醇謹なるのみ。位在ること九歳、能く匡言する所有る無し。

とあつて、政策提言をすることもなく、「醇謹なる」人格によつてのみ、丞相の地位を守り得た人物であつたと評されている。また、その石慶が丞相であつた時期には、漢朝の内政外政ともにいよいよ激動化・多難化し、「中国事多し」という情況のなか、桑弘羊・王温舒・兎寛ら九卿がそれぞれ財政・法律あるいは封禪儀礼などの局面で活躍し、一方丞相石慶はその埒外に置かれていたかのようなありさまが描写されている。この点について、好並氏は「外朝の体系的運用は失われて、それぞれのパートで、経済、法律、儀礼等の分野の政務がそれぞれ個別に行われ、丞相の統括力はなきに等しい状態」であつたと断じられている。²¹ しかしながら、先にみたよう

に、当該期にあって公孫弘が「新しい宰相」のあり方をもつて登場したことを念頭においたとき、右にみえる石慶のありようも違った様相をもつて浮かび上がってくるのではなからうか。

右掲の石慶伝の記事につづいて、

元封四年、関東の流民二百万口、名数無き者四十万。公卿議して、流民を刃に徙し以て之を謫せんことを請わんと欲す。上以爲らく、慶老謹にして其の議に与ること能はず、と。乃ち丞相に告を賜い帰せしめ、而して御史大夫以下の議して請を爲す者を案す。慶、職に任えざるを慙じ、上書して曰く、臣幸いに罪を丞相に待つことを得たるも、疲驚にして以て治を輔くなし。城郭倉廩空虚にして、民多く流亡す。罪斧質に伏すに当すも、上法を致すに忍びず。願わくは丞相・侯の印を帰し、骸骨を乞い歸して、賢者の路を避けんことを、と。上報じて曰く、問者、河水陸に滔り、十余郡を泛濫せり。隄防勤勞するも、墜塞する能わず。朕甚だ之を憂う。是の故に方州に巡して、嵩嶽を礼し、八神を通じ、以て宣房に合わす。淮江を濟り、山を歴え海に濱い、百年の民の疾苦する所を問う。惟うに吏私すること多く、徵求已むこと無し。去る者は便なるも、居る者は擾わさる。故に流民の法を爲り、以て重賦を禁ず。乃者に泰山に封せしとき、皇天嘉況し、神物並びに見わる。朕方に氣の応に答えるも、いまだ意に承うこと能わず。是を以て閭里に切比して、吏の姦邪を知る。有司に委任す。然れども則ち官曠しく民愁ひ、盜賊公わに行く。往年、明堂に覲し、殊死を赦して、禁錮さるものを無くし、威な自ら新たにし、与にも更始す。今、流民愈々多く、計文改まらず。君、長吏を繩責せずして、而して以て四十万口を興し徙さんと請い、百姓を揺蕩す。孤兒幼年の未だ十歳に滿たざるに、罪無くして而して坐し率いらる。朕、失望す。今、君上書して倉庫城郭充実せず、民多く貧し、盜賊衆きを言い、粟を入れ庶人と爲らんと請う。夫れ民の貧しきことを知りて而して賦を益さんことを請い、之を動かし危うして而して位を辞すことを懷う。安くにか難を帰さんと欲すや。君其れ室に反えれ、と。

とある。その大要は、元封四年（前一〇七）、黄河の氾濫を原因とする二

百万人に垂んとする大量流民の発生という事態に際して、公卿會議において対策が議論され、流民を謫戍せんことが武帝に上申された。武帝は、丞相石慶に賜告を与える一方、御史大夫以下會議に参加し流民謫戍上申に名を連ねた公卿の取調べを開始した。丞相石慶は、そのことを恥じ、辞任を申し出た。それに対し武帝は、さきに被災民への賦課を禁じた流民の法を制定したにもかかわらず、官吏の不正・怠慢により大量の流民の発生を、また郡国の上計も粉飾される始末である。丞相である君は、そうした郡国の長吏を糾明問責し事態の改善をはかることをせざるに、かえって流民四十万人を徵発し謫徙せんことを要請することで、さらなる民心の動揺を招こうとしていると、丞相石慶の対応ぶりを厳しく指弾した、というものである。ここにみえる、流民の大量発生という国政運営上の大問題の出来に際して、武帝が丞相石慶に対して示した、「君、長吏を繩責せずして、而して以て四十万口を興し徙さんと請い、…朕、失望す」という怒りのさまからは、武帝が丞相としての石慶に求めたものは、すでに出来した流民問題解決のための具体策の發議立案といったことではなく、そもそも流民の大量発生という事態を生じせしめ、かつその問題解決に遲滞を来していた郡県支配を、「長吏を繩責」することで正常化ならしめることであったことが読み取れるのではなからうか。その意味で、ここにみえる武帝の怒りは、石慶が「臣下を繩す」べき丞相の本務を全うしなかったことに向けられたものということになる。要するに、武帝は丞相に対して、国政運営上の個別具体的な問題への直接的関与ではなく、官僚機構をその頂点にあって統御（繩責）することによって、国政運営を円滑化ならしめる役割を求めたのである。その意味で、「文深審謹なるも他の大略無し」とされた石慶も、公孫弘によってレールが敷かれた、「新しい宰相」のあり方の継承者であったことは間違いないところであろう。そしてこのことは、おそらく他の公孫弘以後の丞相就任者にもひとしく認められるものといつてよいのではないだろうか。

以上、公孫弘と石慶の二人をとりあげて、武帝期の丞相のあり方を改めて検討してきた。これまで「無能な丞相」という範疇で語られることの多かった二人であるが、しかしそれは、武帝期に顕在化する新生の事物に対

する、司馬遷の批判的そして偏見の込められた記述によるところが大きかったのであり、実相としては、まったく新しい方々を冀求する武帝の人選によって登場せしめられた、新しい時代における新しいタイプの丞相であったといえるのである。こうした新しいタイプの丞相の登場は、「中国多事」という国政運営をとりまく情勢が厳しさを増すなかで、武帝が志向した新しい国政運営のあり方、つまりテクノクラートの九卿がその高度な専門知識と実務能力とをもって、個別具体的問題の解決に立ち向かい、一方丞相は高みにあって、「臣下を繩(責)する」能力・手腕によって官僚・官府個々の能力・機能を最大限に発揮させつつ、それをひとつの組織体へとまとめ統轄していく、そしてそれによって皇帝支配を実現していくというあり方が顕在化してきたことによるものであった。要するに、ここにいたって丞相(府)は国政運営上の実質的最高責任者(官府)として明確に位置付けられることになったのである。それだからこそ、その職責はいよいよ重いものと自他共に認識されることとなり、その重責さ故に就任を忌避しようとする者が、そしてなによりも在任半ばにして非業の死を遂げる者も多く現れることとなったのである。本節冒頭に、丞相「無力化」を物語る

とされる史料のひとつとして紹介した、『漢書』公孫賀伝の、

時に朝廷事多くして、大臣を督責す。公孫弘より後、丞相李蔡・嚴青

翟・趙周の三人、比りに事に坐して死す。石慶、謹を以て終わるを得

と雖も、然るに数々譴せらる。始め(公孫)賀引拜して丞相と為るに、

印綬を受けず、頓首涕泣して曰く、…材誠に宰相には任えず、と。

という記事も、当該期、新しい皇帝支配のあり方が志向されていくなかで、丞相の重責化がもたらしたありさまを伝えるものであったわけである。

二、側近の臣たちと武帝の側近政治

本節では、武帝期の権力中枢において生じたいまひとつのうごき、すなわち武帝に近侍した側近の臣たちの政治的台頭・活躍について検討を加えてみたい。小論のはじめに述べたように、当該期における側近官の台頭・活躍については、それを丞相の「無力化」と相関させて、新たな権力枢機

機構形成のうごきを示すものとする理解が一般的である。しかしながら、この点についても、丞相の「無力化」の問題と同様、武帝期という時代状況を十分にふまえたうえでの検討が必要であると考える。以下、そうした観点からこの問題をとりあげる。

杉村伸二氏によると、景帝期の呉楚七国の乱の勝利とその後の王国改革とによって、漢朝は領域面における一元的支配を達成することとなったが、それと同時に新たなそして大きな課題を抱え込むこととなった。それは郡県の増加による地方長吏の爆発的増加と中央官署における事務量の増加、そして王国財政の回収にともなう経済的問題であり、武帝期に入ると、それらの課題解決に向けて、孝廉科の創設などによる安定的恒常的人事制度の構築、中央諸官府をめぐる官制機構再編に向けての諸改革、そして漕運設備の整備あるいは均輸平準の施行による国家的物流体制の整備といった一連の改革が矢継ぎ早に実施され、専制国家体制の確立に向けての国制再編がはかられていった。ここで、氏が指摘されている王国改革にともなう地方長吏の増加に関わって述べると、そうした国家機構の組織的拡大のうごきは、武帝の治世下においても、中央・地方を問わずさらに加速されていくこととなる。そのことを『漢書』巻一九上百官公卿表上で確認してみると、まず官府新設の事例としては、塩鉄専売として上林苑全体を管轄する大官庁として出現する水衡都尉⁽²⁴⁾、首都圏地域の治安警察を担当し、監察機能をも有することとなる司隸校尉⁽²⁵⁾、そして三輔都尉⁽²⁶⁾・城門校尉さらには中壘・屯騎・歩兵・越騎・長水・胡騎・射声・虎賁の八校尉、それに加え奉車都尉・駙馬都尉などがあげられ、経済・財政および軍事・治安の領域を中心に新設ラッシュのうごきが見てとれる。また、既存の官府の組織増強については、少なくとも太常、光祿勳、大鴻臚、大司農などでそのうごきが確認できる。地方組織に関しては、京兆尹・左馮翊・右扶風によるいわゆる三輔体制が整備されたのが当該期であり、さらに対外軍事行動の進展にともなって、河西四郡・朝鮮四郡・南海九郡など新たな征服地への郡県の新設が進められている。一方、そうした中央・地方組織の新増設として整備拡充のうごきは、前節で考察したように、国政機構の実質的最高責任官府として位置付けられることとなった丞相府そして御史府にも当然の

如く波及したであろうことが予想される。『漢旧儀』によると、武帝元狩六年（前一一七）に丞相府の吏員数が三六二人であった。御史府に関しては、元封元年（前一〇）より後のこととして、「後に御史の職は丞相と参わり、吏員を増す。凡そ三四一人」とあって、当該期に増員され三四一人体制となっており、さらにその記述から、おそらく丞相府の吏員数も当該期における増員の結果の数字とみて間違いないであろう。このように武帝が内外に亘って推し進めた積極的国政運営は、王国改革によってもたらされたもの以上の、国家機構の組織的拡大を結果することとなったといえよう。

さらに杉村氏が王国改革もたらした課題の二点目にあげられた、中央官署の事務量の増加という局面も、武帝期に入って一段と進行していったと考えられる。『漢書』卷二二刑法志に、

孝武即位するに至るに及び、外は四夷の功を事とし、内は耳目の好を盛んにす。徵発煩数、百姓貧耗し、窮民法を犯す。酷吏撃断するも、姦軌勝えず。是に於て張湯・張禹の属を招き進め、法令を條定し、見知故縦監臨部主の法を作り、深故の罪を緩くし、縦出の誅を急にす。
：文書は几閣に盈ち、典る者も遍く睹ること能わず。

とあり、また『漢書』卷六五東方朔伝に、

武帝初めて即位し、天下に徴して賢良文学材力の士を挙げしめ、待するに不次の位を以てす。四方の士多く上書して得失を言す。自ら銜い粥ぐ者千を以て数う。其れ采るに足らざる者は輒ち報聞して罷めらる。

とあって、内外に亘る積極政策の展開とそれともなう未曾有の事態の出来、それにおそらくは如上の国家機構の肥大化などが加わることで、中央官署の事務量、とくに処理すべき文書量が格段に増加していったことがうかがえる。そのなかでも、右の東方朔伝にみえるように、武帝のもとに上達されてくる上奏決裁文書の量は、武帝以前とは比較にならないほどに増加したとみて間違いないであろう。

要するに、新しい皇帝支配のあり方が志向された当該期において、ひとつに肥大化してきた国家機構という組織を国政運営の面で如何に統御運用していくのか、ふたつに膨大化していく一方の公文書とくに上奏決裁文書

を如何に効率的に処理していくのか、という二つの大きな課題が、武帝に對して突きつけられることとなったとみて大過ないであろう。

さて、『漢書』卷六四上蔽助伝に、武帝の側近にあって活躍した一群の官僚たちに関する概括的記述がみえている。

蔽助は会稽呉の人なり。蔽夫子の子なり。或いは言う、族家の子なりと。郡、賢良に挙ぐ。対策百余人。武帝、助の對を善しとす。是より独り助を擢いて中大夫と為す。後、朱買臣・吾丘寿王・司馬相如・主父偃・徐衆・蔽安・東方朔・枚皋・膠倉・終軍・蔽葱奇らを得る。並びに左右に在り。是の時、四夷を征伐し、辺郡を開置す。軍旅数々発し、内は制度を改む。朝廷事多し。婁々賢良文学の士を挙ぐ。公孫弘徒歩より起ちて、数年にして丞相に至る。東閣を開き、賢人を延ぎとも謀議す。朝覲して事を奏するに、因りて国家の便宜を言う。上、助らをして大臣と弁論せしむ。中外相い応ずるに義理の文を以てす。大臣数々誦けらる。

ここにみえる一群の側近の臣たちに、武帝死後、枢機機関化していくとされる内朝の萌芽を見出すということが、これまでの内朝研究における共通理解であったと思われる³⁰。ところで、近年、内朝外朝構造を漢初あるいは秦代にまで遡及させていこうとする研究動向が現れてきている。李開元氏、好並隆司氏の研究がそうであり、あるいは草野靖氏も皇帝政治を支える人材供給・選挙制度の視点から漢初に遡って内朝外朝問題を考究されている³¹。それらの研究にあっては、内朝という存在を皇帝の家政機関あるいは宮廷機関と同一視したり、あるいは各皇帝の廷臣集団をもって内朝とみなすというように、内朝外朝構造の拡大解釈あるいは適用がその特徴となっている³²。しかしながら、筆者は、そうした内朝外朝構造の理解によっては、漢代政治史を動態的に説明していくことができないと考える。なぜならば、そうした拡大解釈では、武帝の時代が有する歴史上の画期性が希薄化ないし消滅してしまいかねないと考えるからである。前節での考察からもあきらかなように、武帝期にはその皇帝支配をめぐる、ある意味それ以前とはまったく異質なあり方が強く志向されるようになってくるのであり、それにより招来された、「是の時、四夷を征伐し、辺郡を開置す。軍旅数々

発し、内は制度を改む。朝廷事多し」とあるような、漢朝創業以来未曾有の事態、すなわち国政運営が複雑化・多難化する情況のなかで、彼ら皇帝側近の臣たちは歴史の表舞台に登場してきたのであり、それだけに彼らは、武帝期という時代情況のなかにおいてはじめてその存在意義を輝かせ得る、特殊具体的存在であったとみるべきなのである。そうした側近官僚群を萌芽として形成されてくるとされる内朝という政治構造も、武帝期にはじまる新しい皇帝支配のあり方の一面をあらわすものとして取り扱わねばならないと考える。しかしながら、この側近官僚群に新たな権力枢機機関の萌芽を見出すことは、これまた論外であるといわざるを得ない。以下、こうした点に関する私見を、先に述べた武帝に突きつけられたふたつの課題との関連で改めて提示してみたい。

武帝に抜擢され、「並びに左右に在」った蔽助ら側近の臣たちについては、『漢書』卷六四上下に一括してその活躍ぶりが描かれている。以下に多少長くなるが、そのなかの数人について紹介する。

朱買臣。字は翁子。呉の人なり。…後ち数歳、買臣、上計の吏に随い卒と為り、重車を將い長安に至る。闕に詣り上書するも、書久しく報ぜられず。公車に待詔するも、糧用乏しく、上計の吏卒更々乞われ之に句う。会々邑子の蔽助貴幸せられ、買臣を薦む。召見され、春秋を説き、楚詞を言う。帝甚だ之を説び、買臣を拜して中大夫と為す。蔽助とともに侍中たり。是の時方に朔方を築く。公孫弘諫めて、以為らく、中国を罷斂す、と。上、買臣をして弘を難誦せしむ。語は弘の伝に在り。

(朱買臣伝)

吾丘寿王。字は子贛。趙の人なり。年少くして、格五に善しきを以て召され詔を待つ。詔して中大夫董仲舒に従い春秋を受けしむ。高材通明なり。侍中中郎に遷る。法に坐して免ぜらる。…後ち徴されて入りて光禄大夫侍中と為る。丞相公孫弘奏言すらく、民、弓弩を挟むを得ざらしめよ。十賊弩を潜らば、百吏といえども敢えて前まず。盜賊の輒ち幸に伏さずして、免脱する者衆く、害寡く而して利多きは、此れ盜賊の蕃りし所以なり。民に禁じて弓弩を挟むを得ざらしめば、則ち盜賊短兵を執らん。短兵接すれば則ち衆き者勝たん。衆き吏を以て寡

き賊を捕らえるは、其の勢い必ず得ん。盜賊害有りて利無くば、則ち法を犯す莫し。刑錯の道なり。臣愚かに以為らく、民に禁じて弓弩を挟むを得ざらしめば便なることを、と。上、其の議を下す。寿王対して曰く、…今、陛下、明德を昭かにし、太平を建て、俊材を挙げ、学官を興し、三公有司或いは窮巷に由り、白屋より起ち、地を裂いて而して封ぜらる。宇内日々化し、方外風に郷う。然れども盜賊猶お有るは、郡国二千石の罪にして、弓弩を挟むの過ちに非ざるなり。…臣、邪人の之を挟み而して吏止めること能わざることを恐れるも、良民の以て自ら備えて而して法禁に抵たるは、是れ賊の威を擅にし而して民の救いを奪うものなり。窃かに以為らく、姦を禁ずるに益無く、而して先王の典を廢し、学ぶ者をして其の礼を習い行うを得ざらしめ、大いに便ならず、と。書奏せらる。上、以て丞相弘を難す。弘、誦服す。

(吾丘寿王伝)

主父偃。斉国臨菑人なり。…是の時、徐楽・蔽安も亦た上書して世務を言す。書奏され、上、三人を召見し、謂いて曰く、公皆な安くにか在らん。何ぞ相い見えるの晩かるなり。乃ち偃・楽・安を拜して皆な郎中と為す。偃数々上疏して事を言す。謁者・中郎・中大夫に遷る。歳中に四遷す。偃、上に説きて曰く、…今、諸侯或いは城を連ねること數十、地は方千里。緩めれば則ち驕奢にして淫乱を為し易し。急にせば則ち其の疆きに阻り而して合従して以て京師に逆らう。今、法を以て割削せば、則ち逆節の萌し起ころん。前日の朝錯是なり。今諸侯の子弟或いは十数。而して適嗣代わりて立ち、余は骨肉と雖も尺地の封も無きは、則ち仁孝の道、宣らかならず。願わくは、陛下、諸侯をして恩を推し子弟に分ち、地を以て之を侯にするを得んことを。彼の人々、願う所を得るを喜び、上は徳を以て施し、実は其の国を分ち、必ず稍々自ら銷弱ならん、と。是に於て上其の計に従う。又上に説きて曰く、茂陵初めて立つ。天下の豪桀兼併の家、衆民を乱す。皆な茂陵に徙つすべし。内は京師を実たし、外は姦猾を銷かす。此れ所謂誅さずして而して害除かるなり、と。上又た之に従う。…偃盛んに朔方の地肥饒にして、外は河を阻む。蒙恬城を築き以て匈奴を逐う。

内は転輸戍漕を省く。中国を広め、胡を滅ぼすの本なり。上、其の説を覽て、公卿の議に下す。皆な便ならずと言す。公孫弘曰く、秦の時嘗て三十万の衆を發し、北河に築ずかんとするも、終に就るべからず。已にして之を棄つ、と。朱買臣、弘を難詰す。遂に朔方を置く。本は儼が計なり。

(主父偃伝)

以上の史料から、彼らが武帝側近の臣としての一体感をもちつつ、武帝が志向する国家方針あるいはそれに沿った政策の具現化に向けて、方針の策定あるいは政策立案の面で己が能力を最大限に發揮し、また時として丞相をはじめとする公卿と、その政治理念あるいは具体的政策をめぐって鋭く対峙したことが読み取れる。そうした側近の臣と公卿とくに丞相との対峙のあり方であるが、側近の臣の深謀に満ちた政策立案能力と、その鋭い舌鋒の前に、丞相たちの主張が却けられており、それだけに表面的には国政運営上での丞相の発言力が低下していたかにみえる。しかしながら、筆者がすでに別稿において考察を行い、あきらかにしたように、こうした事態は、武帝が丞相ら公卿の国政運営能力を否定あるいは形骸化しようとしたところに生じたのでは決してない。それは、右にみえる朔方郡開置をめぐるやりとりで端的にあらわれているように、その戦略上の重要性が十分に理解されず、それがためにその政策案に消極的あるいは批判的に傾いていた丞相ら公卿たちに対し、前掲の嚴助伝に「上、助らをして大臣と弁論せしむ。中外相い応ずるに義理の文を以てす」とあるように、あくまで双方の論を戦わせるという手法でもって、その戦略上の意義を広く周知認識させることによって、政策の具体化とその成功に向けた、官界一丸となった体制を作るためのものであったのである。そもそも武帝が志向した国政運営にあつては、国家機構が一丸となった政策遂行が不可欠なものであり、それにはその国家機構を統轄する丞相はじめ公卿たちが、まずは政策の意図するところを熟知し、そのうえでそれを全面的に支持することが絶対条件であった。それだけに、こうした側近の臣たちのはたらきは、国策遂行のための国家機構の統御運用という局面にあつて、武帝の主導的立場と能力をより強化するという結果をもたらしたといえよう。要するに、彼ら側近の臣たちは、武帝の意図する政策を企画立案し、その政策に高次の合理

性を付与するための皇帝直属の政策スタッフであると同時に、その政策実現に向けて官僚機構総体となった体制的政策遂行を実現するための、理論武装を施した弁論スタッフとして立ち現れ、一方武帝は、そうした側近の臣たちの役割發揮によって、その国政運営における主導的立場と能力とを強めていったのである。こうしてみると、彼ら側近の臣たちは、先にみた武帝が解決を図らねばならなかった課題のひとつ、複雑化・多難化する国政運営にあつて、巨大化した国家組織を如何に統御運用していくのかという局面にあつて、その役割を担うという存在意義を有していたといえるのではなからうか。

さて、勞榦氏がその詳細を明らかにされたように、武帝の側近の臣たちは、加官という方法によって皇帝に近侍することが可能となった。その加官には、『漢書』百官公卿表上に、

侍中・左右曹・諸吏・散騎・中常侍。皆な加官。加える所は或いは列侯・將軍・卿大夫・將・都尉・尚書・太医・太官令より、郎中に至る。員亡く、多きは数十人に至る。侍中・中常侍、禁中に入るを得、諸曹は尚書の事を受く。諸吏、法を挙げるを得、散騎は騎して乘輿車に並す。給事中も亦た加官にして、加える所は或いは大夫・博士・議郎。

顧問應對を掌り、位は中常侍に次ぐ。

とあるように、侍中・中常侍・給事中・諸曹・諸吏・散騎の諸官が含まれるが、藤田高夫氏はそれら加官を、重複して付与されるパターンから、①侍中・中常侍・給事中と②諸曹・諸吏・散騎とのふたつのグループに分けて考察され、そもそも加官を付与する目的は、第一に①の侍中・中常侍・給事中を加官された側近の侍臣を創出することであり、そのうえで②の諸曹・諸吏・散騎の「受尚書奏事」や「挙法」といった職能をもつ加官が重複して付与されたといったことを明らかにされた。このことに私見を付してまとめれば、侍中・中常侍・給事中を加官され皇帝に近侍し得た側近の臣たちは、さらに具体的職能をもなった諸曹・諸吏・散騎といった加官を重複して付与されることで、皇帝に近侍しつつ上奏文書を審閲し、その決裁に必要な参考資料を準備し、あるいは参考意見を提出するといった、いかなれば武帝の秘書官房的役割を担うこととなったとみることができよう。

要するに、武帝に抜擢登用された側近の臣たちは、武帝に突きつけられ、早急な解決が求められていた課題のふたつめ、膨大化していく上奏決裁文書の処理という局面においても、その役割を担うとともにそこでの機能発揮を期待されていたわけである。

以上みてきたように、武帝期にとくに顕在化してくる皇帝近侍の側近官僚群の活躍は、従来の理解のように、丞相をはじめ公卿によって構成される国政機構を形骸化する形で、新たな権力枢機機構としての成長を意味するものでは決してなく、いわゆる景帝中五年の王国改革による支配領域の急激なる拡大をうけ、さらにそれに積極的対外政策の推進によってもたらされた諸問題が相乗して、未曾有の多難化の様相をみせることとなった当該期の国政運営にあつて、それを主導しようとする武帝の統治を、いわば皇帝官房的役割機能をもって輔翼するというものであつた。それだけに、そうした存在としての側近官僚群は、ひとりの優れた皇帝をもつてしてもその能力の限界をはるかに超えた、肥大化した国家機構を統御運用して、多難な国政運営の舵取を行っていくという局面にあつて、皇帝の統御運用能力を補完し強化していくという役割を担つていたといえるであろう。繰り返しになるが、それは新たな権力枢機機構の萌芽的あり方では決してなく、それまでの皇帝支配とはまったく次元を異にした、新しいあり方が志向されてくるなかでのごきであつたのである。

ところで、そうした重要な歴史的役割を担つて顕在化してきた側近官僚群であつたが、彼らの活躍の裏には、それが側近の臣個々の能力発揮というかたちをとり、組織体としてのそれではなかつたことによる脆弱性が潜んでおり、そのことによる役割発揮の限界がほどなく露呈してくることとなる。「唯だ助と寿王のみ任用せられ、而して助最も先に進む」と評された敵助は、

後に淮南王来朝す。厚く助に賂遺し、交私し論議す。淮南王反するに及び、事、助と相連なる。上、其の罪薄しとして、誅すること勿らんと欲す。廷尉張湯争いて以為らく、助は禁門に出入し、腹心の臣なり。而して外に諸侯と交私すること此くの如くなるも、誅さざれば、後に治すべからず、と。助竟に棄市せらる。

とあるように、丞相公孫弘によって「数々其の美なるを称」されていた張湯の強硬なる主張により、失脚し非業の最期を遂げている。また、推恩の令や朔方郡開設などの実質的発案者であつた主父偃も、

偃始め布衣為るの時、嘗て燕・趙に遊ぶ。其の貴となるに及び、燕の事を発す。趙王其れ国の患と為らんことを恐れ、上書して其の陰事を言わんと欲すも、中に居るが為に、敢えて発せず。其の齊の相と為り、関を出ずるに及び、即ち人をして上書し、偃、諸侯の金を受け、故を以て諸侯の子以て封ぜらるを得る者多きと告せしむ。齊王自殺するを以て聞するに及び、上大いに怒り、以為らく、偃、其の王を劫して自殺せしむ、と。乃ち徴して吏に下し治す。偃、諸侯の金を受けるを服すも、実は齊王を劫して自殺せしめず。上、誅すること勿らんと欲す。公孫弘争いて曰く、齊王自殺して後無し。国除かれ部と為り、漢に入るは、偃本と首惡なり。偃を誅すに非ざれば以て天下に謝す無し、と。乃ち遂に偃を族す。

とあつて、これまた公孫弘の強硬姿勢の前に族誅という重刑によって最後を迎えている。いずれも、武帝自身は誅するの要なしとして決着させようとしたものの、公卿らの強硬意見に押し切られるかたちで、厳しい処断を下さざるを得なかつたものである。こうしたかたちでの側近の臣の失脚をめぐっては、そこに多田狷介氏が指摘されるような、絶対者・武帝に臣従し競い合う者同士の生存競争という側面を見出すことができるが、同時に、加官といういふなれば権宜的措施によつて武帝に近侍し、重要な政治的役割を担うことになつた彼らの、その役割が重要であればこそその政治的立場の危うさ・脆弱さが露呈したものとみることでもできよう。つまり、彼らの官界における地位あるいは立場は、その当該期の国政運営に果たす政治的役割・機能の重要性にかかわらず、極めて脆弱であり、それゆえに不安定なものであつたわけである。そしてそのことは、彼らの政治的活動があくまで個々人の能力発揮というかたちで発現されることによつて引きおこされたのであり、官制的に広く認められた職務権限の執行とは必ずしも十分には認識されていなかったことによるものとみて大過ないのではなからうか。要するに、彼ら側近の臣たちの政治的立場には、必ずしも十分なる

体制的保証がともなっていないか、公卿の強硬意見の前に、武帝が彼らを最後まで擁護し得ず、最終的には彼らを自ら処断せざるを得なかった背景には、以上のような側近の臣たちの存在の脆弱性があったのである。彼らの役割發揮をもって巨大な国家機構の統御運用、そして国政運営の主導をはかろうとしていた武帝にとって、側近官僚たちをめぐるとの大きな事柄の発生は、彼が志向する国政運営のあり方における大きな限界性として強く意識されたことは間違いないであろう。

さて、武帝期にあっては、以上に述べてきたような政治的動向と密接な関わりをもち、かつこれまた重要な政治的意味をもつたいまひとつのうごきが生じてくる。それは、それまで少府の一部局に過ぎなかった尚書の台頭・発展である。筆者は、この尚書の台頭・発展のうごきもまた、従来説かれてきたような、既存の国政機構に代わる、つまりそれを形骸化したところに生まれたものでは決していないこと、それは皇帝による国政運営の組織化体制化といううごきの根幹に位置する、まさしく皇帝官房としての形成発展のうごきであったことなどを明らかにしてきた⁽³⁷⁾。そうした尚書は、武帝の死後、昭帝・宣帝・元帝期にかけていよいよその組織的機能的重要性を増していき、成帝建始四年（前二九）の改革を経て、皇帝官房としての組織と機能をほぼ確立し、後漢に入るとそうした尚書を中核においた新しい皇帝支配のあり方、尚書体制が確立することになる。一方、武帝期に顕在化した側近官僚群は、前漢後半期を通じて政治上に重要な役割を果たしていくが、後漢に入ると側近の臣を創出する役割をもつていた加官のうち、侍中と中常侍の二官が本官化して残るものの、他の加官は尽くそのすがたを消してしまふこととなる。武帝以後の加官と尚書との対照的ともいえるこうした展開は、両者がともに皇帝官房という同一の政治的機能・役割を担っていたこと、そして片や加官によって創出される側近の臣の機能發揮に限界性があったこと、片や尚書は官制上に明確に位置付けられた組織性を有した恒久的な官房組織として立ち現れてきたこと、そうしたところに生じたものではなからうか。そうしてみると、武帝期における皇帝官房機能をめぐるとの側近官僚群の活躍は、恒久的な官房組織^{II}尚書がその組織機能を整備強化されてくるまでの権宜的措施といった性格のものであった

といえる。それが、武帝によって当初から意図されたものであったのか、それとも想定外の事態に属するのかは、いずれとも断じがたいが、いずれにせよ尚書が皇帝官房組織として明確に位置付けられるまでの、つなぎの性格のものであったことは間違いない。また逆にいうと、尚書が皇帝官房組織として体制化されるのは、側近の臣を創出するという機能をもつていた加官がひとまずその役割を終える、前漢末から後漢初めにかけての時期であったということになる。

おわりに

小論では、丞相を中心とする公卿と武帝に近侍した一群の官僚たちとの、当該期におけるあり方を検討することで、武帝期に顕在化することとなった新たな皇帝支配のもとでの国政運営のあり方を考察してきた。ところで、そのうちの公卿について論じた際、御史大夫張湯の活躍や、流民問題解決の具体策建議に御史大夫（兪寛）が主導的に関わったことを示す史料を掲示したが、そこでは御史大夫それ自体について掘り下げて言及することをしなかった。武帝期の国政運営のあり方を解明するうえで、当該期における御史大夫あるいは御史府の存在状態の考察は避けて通れない課題であることは言を俟たない。ただし、その政治的機能の複雑さや史料的問題もあり、未だその全容を解明するには至っておらず、今後考察をさらに進め、早急に結論を得たいと考えている。ただし、この御史大夫（御史府）の問題も、ここまで述べてきた丞相や側近官僚たちのあり方と無関係に存在しているとは思われない。よって以下に、現時点でのこの問題に関する私見の要点を述べることで、小論の結びにかえることとしたい。

ややもすると監察官として、あるいはその監察機能をもって説明されることの多かった御史大夫および御史府の諸官であるが、そうした理解に再検討を加えられ、より実相に近づいた理解を示されるに至ったのが、大庭脩氏である⁽³⁸⁾。その結論を、氏自身はつぎのようにまとめている。

要するに御史は、本来王の側近に侍御する書記官であり、とりもなおさずいわゆる「草制の官」であって、文書の起案にも当たった。御史

大夫はこれを統轄しており、御史府の拡大とともに殿中に待する侍御史と、府にあって本来の職務にあたる御史とに職分が分かれ、殿中にある侍御史が監察の任を兼ねるようになって後は御史中丞の率いる監察官としての性格が強まり、一方、一般の御史の職務は尚書に代行されるようになっていった。

氏が、御史をこのように理解される際に、その根拠のひとつとされたものが、氏自身が居延漢簡のなかから復元され、「元康五年詔書冊」と名付けられた冊書である。それは、宣帝の元康五年（前六一）二月に発布された、来る夏至の日の行事の実施方を命じた詔書である。大庭氏は、その冊書の復元研究から、丞相からの上奏および皇帝からの詔書下達がいずれも御史大夫を経由していること、さらには夏至前後の行事の実施計画が御史大夫において立案・提案されていることに注目され、それが「御史大夫が御史の長として天子の側近に侍していた時の痕跡がなお存しているもの」という指摘を斥け、宣帝期において御史大夫に率いられる御史府が、その職務として政策執行原案の作成に実質的にあたっていたことを示すものであると解された。氏によると、そうした御史府の政治機能がやがて尚書へと継受されていくのである。

ところで、前節で武帝の側近官僚群との関わりでもふれた尚書であるが、武帝がその臨終に際して、側近の臣のひとり、霍光に領尚書事権を委ね、それを政治基盤のひとつとして幼き昭帝を補佐させて以来、この政治権限が国政運営の重要な柱となった。そのことは宣帝が即位後、霍氏一派を排除することで親政を開始するに際し、「尚書の事を省す（省尚書事）」ことをその根幹に据えたことに明瞭に示されているように、尚書の皇帝官房という政治機能が宣帝期に至っていよいよその重要性を増し、新しい皇帝支配のあり方のもとの国政運営の中枢機能として位置付けられていたことを物語るものである。このことを、右の大庭氏の御史大夫理解とあわせみると、宣帝期にあっては、御史府および尚書がともにその政治機能を本来的に発揮しあっていたこととなる。そうであるならば、この両者の関係としては、大庭氏のいわれる（それが定説的理解であるが）、「草制の官」の地位役割をめぐって、それが御史府から尚書へ直線的に継承されるという

理解は、必ずしも妥当なものとはいえなくなり、両者は国政運営上、それぞれ次元を異にした政治機能と役割を有していたと考えた方が、より実態に近いのではないだろうか。要するに、漢代の皇帝支配にあって、両者はそれぞれ異なった歴史的作用を担われていたのであり、そうした観点から両者の棲み分けと関連を考察する必要があるのではないかと思われる。筆者の御史大夫（御史府）問題に関する基本的視角はこのようなものであり、今後考察を深化させ、稿を改めて私見を述べることとする。

註

- (1) 和田清編著『中国官制発達史』（汲古書院、一九八二年、旧題『支那官制発達史』一九四二年）序説。
- (2) 勞榦「論漢代的内朝与外朝」（『勞榦學術論文集甲編上』芸文印書館、一九七六年）。
- (3) 西嶋定生「武帝の死―『塩鉄論』の政治的背景―」（『中国古代国家と東アジア世界』東京大学出版会、一九八三年）。
- (4) 漢代政治史における定説的理解の概要については、拙稿「漢代政治制度史に関する二・三の問題―内朝・外朝及び尚書問題についての近年の研究をめぐって―」（東アジア―歴史と文化―創刊号、一九九二年）を参照いただきたい。
- (5) 好並隆司「秦漢時代の天子と皇帝」、「前漢代の内朝と宿衛の臣」、「前漢代、内朝の血縁集団」、「霍光と昌邑王の擁立、廃位をめぐる問題」（いずれも好並隆司著『前漢政治史研究』研文出版、二〇〇四年）。
- (6) 安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』第一編第一章「三公和丞相」四三頁～四七頁。
- (7) 前掲註(3) 西嶋定生「武帝の死―『塩鉄論』の政治的背景―」参照。
- (8) 祝総斌『兩漢魏晋南北朝宰相制度研究』（中国社会科学出版社、一九九〇年）第一章「前言」。富田健之「内朝と外朝―漢朝政治構造の

基礎的考察―(新潟大学教育学部紀要人文・社会科学編第二七巻第二号、一九八六年)など参照。

(9) 富田健之「尚書体制形成前史―前漢前半期の皇帝支配をめぐって―」(日本秦漢史学会報第四号、二〇〇三年)など参照。また小論において、その点の詳細な検討をおこなうつもりである。

(10) ここで武帝期に関する諸研究をいちいち紹介することは避ける。詳しくは『中国史研究入門上』(山川出版社、一九八三年)「II 秦漢時代研究史 §2 政治過程 武帝の時代」を参照されたい。また、当該期を扱った概説書としては、影山剛『漢の武帝』(教育社、一九七九年)があり、武帝の時代を「武帝の生涯を語ることは、もしそれを完璧に近い形で語り尽くすことができるならば、それは彼の生きた時代である秦・漢時代の古代中国の歴史を語ることであり、そしてまた相当の程度には中国の歴史を語ることである」(一〇頁)と評されている。小論も本書に示された影山氏の卓見に負うところが多々ある。

(11) 杉村伸二「景帝中五年王国改革と国制再編」(古代文化第五六巻第一〇号、二〇〇四年一〇月)参照。

(12) 前掲註(5) 好並隆司「霍光と昌邑王の擁立、廃位をめぐる問題」二一七頁～二一八頁。

(13) 西嶋定生著『秦漢帝国―中国古代帝国の興亡―』(講談社、一九九七年)第四章「武帝時代の外政と内政」二六一頁。

(14) 大庭脩「前漢の將軍」(『秦漢法制史の研究』創元社、一九八二年)参照。

(15) 前掲註(5) 好並隆司「霍光と昌邑王の擁立、廃位をめぐる問題」二一七頁。

(16) 前掲註(10) 影山剛『漢の武帝』一八四頁。

(17) 増淵龍夫「漢代における国家秩序の構造と官僚」(『新版中国古代の社会と国家』岩波書店、一九九六年)参照。

(18) 武帝期の対外軍事行動の展開が、漢朝の財政に与えた甚大なる影響については、前掲註(10) 影山剛『漢の武帝』第四章「武帝の新財政政策」に要を得た概説がある。また山田勝芳「秦漢時代の財政問題」

(『殷周秦漢時代の基本問題 中国史学の基本問題1』汲古書院、二〇〇一年)の註に、山田氏の当該問題に関する一連の研究が列挙されている。

(19) 前掲註(10) 影山剛『漢の武帝』第五章「武帝の内政と酷吏」一七二頁～一七三頁。

(20) ちなみに、武帝代の丞相就任者をその在任期間とその終わりがたをあわせて列記しておく。【竇嬰】建元元年(前一四〇)六月～建元二年(前一三九)一〇月 竇太后の意により免【許昌】建元二年三月～建元六年(前一三五)六月 竇太后喪事不弁に坐し免【田蚡】建元六年六月～元光四年(前一三一)三月 薨【薛沢】元光四年五月～元朔五年(前一二四)一二月 免【公孫弘】元朔五年一二月～元狩二年(前一一二)三月 薨【李蔡】元狩二年三月～元狩五年(前一〇八)三月 法に坐し自殺【嚴青翟】元狩五年四月～元鼎二年(前一〇五)一二月 属官の罪に坐し自殺【趙周】元鼎二年二月～元鼎五年(前一〇二)九月 酎金事件の責任を追及され下獄自殺【石慶】元鼎五年九月～太初二年(前一〇三)正月 薨【公孫賀】太初二年閏月～征和二年(前九一)四月 子の犯罪に坐し下獄死【劉屈氂】征和二年五月～征和三年(前九〇)六月 巫蠱に坐し下獄刑死【田千秋】征和三年六月～昭帝元鳳四年(前七七)正月 薨

(21) 前掲註(5) 好並隆司「霍光と昌邑王の擁立、廃位をめぐる問題」二一六頁。

(22) この時の黄河の氾濫とその被害状況については、木村正雄「漢代における第二次農地の形成と崩壊」(『中国古代農民叛乱の研究』東京大学出版会、一九七九年)参照。

(23) 前掲註(11) 杉村伸二「景帝中五年王国改革と国制再編」参照。

(24) 『漢書』百官公卿表上に、「水衡都尉。武帝元鼎二年初置。掌上林苑。有五丞。属官有上林・均輸・御羞・禁圃・輯濯・鍾官・技巧・六廐・弁銅九官令丞。又衡官・水司空・都水・農倉、又甘泉上林・都水七官長丞皆属焉。上林有八丞十二尉、均輸四丞、御羞兩丞、都水三丞、禁圃兩尉、甘泉上林四丞。」とある。なお、武帝期における水衡都尉

新設をはじめとする財政機構の大幅な改革のうごきについては、山田勝芳氏に詳細な研究がある。山田勝芳「前漢武帝代の財政機構改革」

(東北大学東洋史論集一、一九八四年) など参照。

(25) 百官公卿表上に、「司隸校尉。周官。武帝征和四年初置。持節、從中都官徒千二百人、捕巫蠱、督大姦猾。後罷其兵。察三輔・三河・弘農。」とある。なお、司隸校尉については、拙稿「漢代における司隸校尉」(史淵第百二十一輯、一九八四年) 参照。

(26) 百官公卿表上に、「元鼎四年、更置三輔都尉・都尉丞各一人。」とある。

(27) 百官公卿表上に、「城門校尉掌京師城門屯兵。有司馬・十二城門候。中壘校尉掌北軍壘門内、外掌西域。屯騎校尉掌騎士。步兵校尉掌上林苑門屯兵。越騎校尉掌越騎。長水校尉掌長水宣曲胡騎。又有胡騎校尉。掌池陽胡騎、不常置。射声校尉掌待詔射声士。虎賁校尉掌輕車。凡八校尉。皆武帝初置。有丞・司馬。：奉車都尉掌御乘輿車。駙馬都尉掌駙馬。皆武帝初置。秩比二千石。」とある。なお、これら武帝期に新設された中央諸軍については浜口重国氏の研究に詳しい。浜口重国「一兩漢の中央諸軍に就いて」(『秦漢隋唐史の研究』上巻、東京大学出版会、一九六六年) 参照。

(28) 百官公卿表上によると、太常関係では「武帝建元五年初置五經博士」とあり、光祿勳では「武帝元狩五年初置諫大夫。秩比八百石」、「期門掌執兵送從。武帝建元三年初置。比郎、無員。多至千人。有僕射。秩比千石」、「羽林掌送從、次期門。武帝太初元年初置。名曰建章營騎。後更名羽林騎」とあり、大鴻臚では「武帝太初元年更名行人為大行令、初置別火」とあり、そして大司農では「搜粟都尉、武帝軍官。不常置」とある。

(29) 三輔に関しては、大櫛敦弘「漢代三輔制度の形成」(『中国礼法と日本律令』東方書店、一九九二年) 参照。なお、当該期新たに設置された辺郡については、河西四郡の成立時期を追求した、日比野丈夫「河西四郡の成立について」(『中国歴史地理研究』同朋舎出版、二〇〇〇年) をはじめ多くの研究があり、ここでその一つ一つを紹介すること

は避ける。

(30) 前掲註(8) 拙稿「内朝と外朝―漢朝政治構造の基礎的考察―」参照。

(31) 李開元「漢初軍功受益階層と漢代政治」(『漢帝国の成立と劉邦集団』汲古書院、二〇〇〇年)、前掲註(5) 好並隆司「前漢代の内朝と宿衛の臣」、「前漢代、内朝の血縁集団」、草野靖「漢代における帝政の発展と選挙制度」(『東洋史論集三二』、二〇〇四年) 参照。

(32) そうした研究の問題点などについては、富田健之「前漢初期政治史研究をめぐって」(新瀨大学教育人間科学部紀要人文・社会科学編第六巻第一号、二〇〇三年一月) において検討したので、参照されたい。

(33) 彼らの間に、皇帝近侍の臣としてのある種の一体感が存していたことは、本論中の主父偃伝に、朔方郡開置をめぐる公卿議の際、主父偃の計画に基づいて、朱買臣が公孫弘との論争に挑んだという、連携ある行動がみられることや、あるいは朱買臣伝に「後(張)湯以廷尉治淮南獄、排陷嚴助。買臣怨湯」とあって、張湯が嚴助を陥れ失脚させたことを朱買臣が強く怨んだ、とあることなどにも、その一端をうかがうことができるであろう。

(34) 前掲註(8) 拙稿「内朝と外朝―漢朝政治構造の基礎的考察―」参照。

(35) 藤田高夫「前漢後半期の外戚と官僚機構」(『東洋史研究』第四八巻第四号、一九九〇年) 参照。

(36) 多田狷介「前漢武帝代の酷吏張湯について」(『漢魏晋史の研究』汲古書院、一九九九年) 参照。

(37) 富田健之「漢時代における尚書体制の形成とその意義」(『東洋史研究』第四五巻第二号、一九八六年)、「前漢中期の政治構造と『霍氏政權』」(『新瀨史学』第三五号、一九九五年)、「前漢後期における尚書体制の展開とそれをめぐる諸問題―中書宦官・三公制形成・王莽政權―」(『東アジア―歴史と文化―』第七号、一九九八年)、「後漢前半期における皇帝支配と尚書体制」(『東洋学報』第八一巻第四号、二〇〇〇年三月)、

「後漢後半期の政局と尚書体制―『省尚書事』をめぐって―」（東洋史論集第二九号、二〇〇一年）参照。

(38) 大庭脩「漢王朝の支配機構」（『秦漢法制史の研究』）参照。

(39) 大庭脩「居延出土の詔書冊」（『秦漢法制史の研究』）参照。

(40) 前掲註（37）拙稿「前漢中期の政治構造と『霍氏政權』」および

「前漢後期における尚書体制の展開とそれをめぐる諸問題―中書臣官・

三公制形成・王莽政權―」参照。